

南城市特定事業主行動計画の実施状況及び南城市における女性の活躍状況の公表

(令和7年10月公表)

南城市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号、以下「次世代法」という。）に基づき「南城市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法及び次世代法の規定に基づく、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、南城市における女性の活躍状況を公表します。

『職業生活における機会の提供に関する実績』

(1) 採用した職員（正規職員）に占める女性職員の割合

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
20%	50%	29%	63%	50%

(2) 採用試験の受験者（上級・行政）の女性の割合

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
-	-	-	-	44%

(3) 職員に占める女性職員の割合

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
38%	38%	38%	40%	41%

(4) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	目標 (R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
管理職割合	20%以上	17%	16%	15%	13%	15%

『職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績』※R7年度は令和6年4月1日～令和7年3月31日の間

(1) 男性職員の育児休業等取得率の状況

目標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
10%以上	0%	10%	30%	56%	60%

(2) 女性職員の育児休業等取得率の状況

目標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇（3日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率

	目標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者出産休暇	80%以上	31%	45%	100%	78%	90%
育児参加休暇	80%以上	8%	40%	60%	56%	90%

(4) 超過勤務の状況

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間（R6）

	一般行政部門及び公営企業等
管理職以外	6.1時間

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況

目標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
15日以上	14.3%	15.8	15	15.1	15.6

※『職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績』に係る数値は、勤務条件等に関する調査より。